

院内感染防止のための取り組みについて

和歌山生協病院は、患者さん・訪問された方・職員に安全で質の高い医療サービスを提供するため、感染防止・制御に向けた対策に取り組んでいます。

I. 院内感染対策に関する基本的考え方

- ① 標準予防策を実践し、院内感染の拡大防止と、感染症が発生した場合は、制圧・終息にむけて全力で取り組む
- ② 感染対策体制を確立し、全職員が感染防止に関する技術と知識を身に着けるよう取り組む
- ③ 職員の感染症の伝播リスクを最小限にとどめるため、職場の労働安全に勤める

II. 院内感染対策の組織体制

① 院内感染防止対策委員会

院内感染対策を推進する目的で、管理部の諮問委員会をして設置される委員会である

院内感染対策に関する院内全体の問題点を把握し、病院長から指示された事項について検討・審議する

② 感染制御チーム

院内で発生する感染症から患者や職員の安全を確保するために、医療安全管理室に医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、事務等で構成された感染防止対策チームを設置し、院内感染対策に関する調査、指導、監視活動を行う

③ リンクスタッフ部会

院内感染対策委員会のもとにリンクスタッフ部会を置き、臨床現場における感染に関する問題点を掌握し、現場サイドから具体的な対応策を検討・実践する

院内感染対策委員のメンバーから部会長を選出し、各病棟、外来、手術・中材室、透析センター、リハビリ課を委員とする

III. 院内感染対策のための職員に対する研修

- ① 院内感染防止対策のための基本的考え方および具体的方策について研修を実施し、職員に周知徹底を行なうとともに職員の感染対策に対する意識向上を図る
- ② 研修は、全職員を対象に原則として年2回開催し、研修実施内容を記録し保存する
- ③ 院外の感染対策に関する研修・学会等の開催情報を提供し、参加希望者を支援する

IV. 院内感染発生時の対応

院内感染発生時は直ちに感染対策室に連絡し、感染対策室は院長および感染対策委員会に報告する。感染対策委員会は詳細の把握に努め、必要な対応を協議する

V. 院内感染対策の推進

院内の感染対策は必要に応じて点検や見直しを行い、組織横断的に連携をとって、情報の共有化を図りながら医療の安全性の向上に努める